

總則編

第4編

復旧・復興対策

第1編	地震・津波災害対策
第2編	風水害対策
計	第3編 その他の災害対策
画 編	第4編 復旧・復興対策

総則編	
	第1編 地震・津波災害対策
計画編	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興に向けて

第1節 被災者等の生活再建支援

【実施主体】

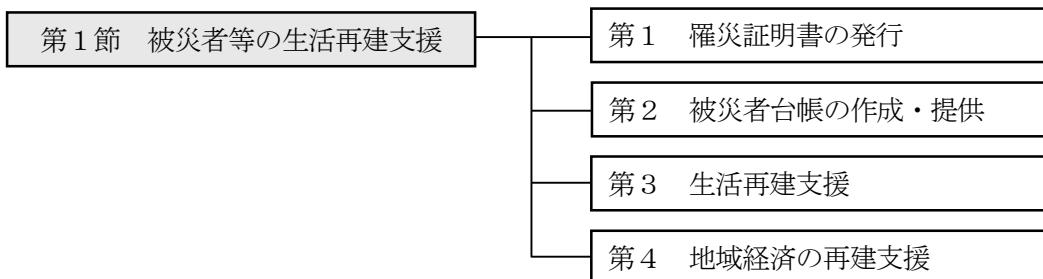
市	本部連絡班、調査班、秘書広報班、財政班、会計班、健康福祉班、市民健康班、交通対策班、商工班、農水班、美化衛生班、教育総務班、学務班、学校・学習施設班、鎌倉班、大船班
関係機関	市社会福祉協議会、独立行政法人住宅金融支援機構

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し、早期に生活の安定を回復できるよう、罹災証明書の発行や弔慰金の支給、資金の融資、租税の徴収猶予及び減免、雇用対策等の対策を講じます。

【施策の体系】



第1 罹災証明書の発行

市は、被災した市民がその被害の程度等に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定により、所定の現地調査を経て罹災証明書を交付します。

1 罹災証明に関する事前対策

罹災家屋の証明内容は、家屋の査定に基づいて行いますが、その証明内容により義援金の配分も行われることから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないよう、市は、国の被害認定の指針等の周知、査定要員の教育の徹底等を検討します。

2 罹災証明の根拠となる住家の被災状況調査

市は、罹災証明の交付体制を確立し、速やかに罹災証明の根拠となる住家の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

3 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 被害調査の結果を基に被災者台帳（被災者調査票〈台帳用〉）を作成します。
- (2) 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、被災者台帳で確認することにより発行します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。

4 証明の内容

罹災証明書で証明する内容は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、津波等）による次のような被害の程度とします。

表 被害の区分

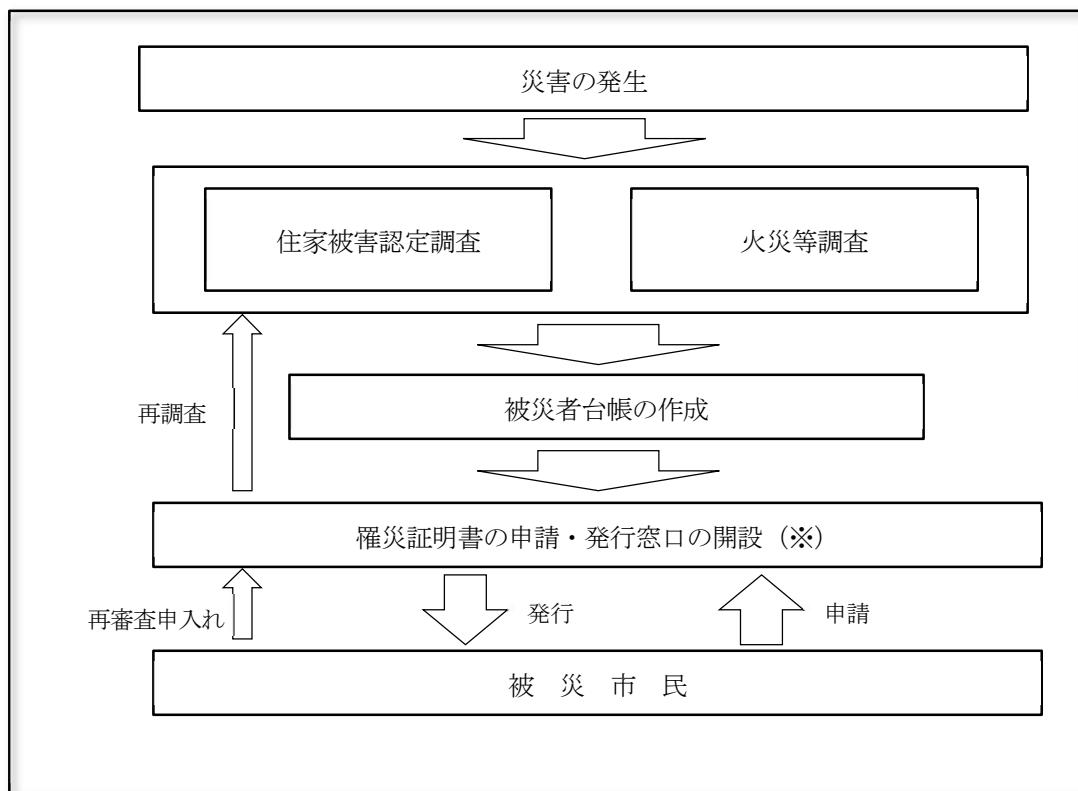
・全壊	・大規模半壊	・中規模半壊
・半壊	・準半壊	・準半壊に至らない（一部損壊）

なお、火災については、鎌倉消防署及び大船消防署で対応します。

5 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は無料とします。

図 罹災証明書の発行手順



※火災による罹災証明書は、所属する消防署長が発行する。

第2 被災者台帳の作成・提供

市は、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施体制を整備し、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成します。

表 被災者台帳に記録する事項

・氏名、生年月日、性別	・住所又は居所	・住家の被害状況
・援護の実施状況	・要配慮者に該当する事由（要配慮者であるとき）	
・電話番号その他連絡先	・世帯の構成	・罹災証明書の交付状況
・本人同意による提供可能先	・提出先に台帳情報を提供した場合のその旨及び日時	
・マイナンバー	・その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項	

マイナンバーの記載については、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要となります。

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用、又は提供するものとします。なお、当該台帳の利用等にあたっては、安否情報の記録と同様に、個人情報の保護に留意した取扱いを徹底します。

表 被災者台帳の情報を利用、又は提供することが想定される場面

・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
・市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

第3 生活再建支援

1 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

ア 被災者生活再建支援制度の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とする制度です。

イ 神奈川県被災者生活再建支援金

令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための県の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）です。

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に基づく「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害援護資金の貸付けを行います。

(3) 災害弔慰金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害弔慰金を支給します。

(4) 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、「鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害障害見舞金を支給します。

(5) 生活福祉資金の貸付け

鎌倉市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行います。

(6) 義援金品の受入れ及び配分

市は、他自治体等から拠出された義援金品を受け付けます。

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを明確にします。

また、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。更に、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂します。

寄託された義援物資の被災者に対する配分については、協議し決定します。

イ 個人等からの小口の義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知します。

なお、周知に当たっては、市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行います。

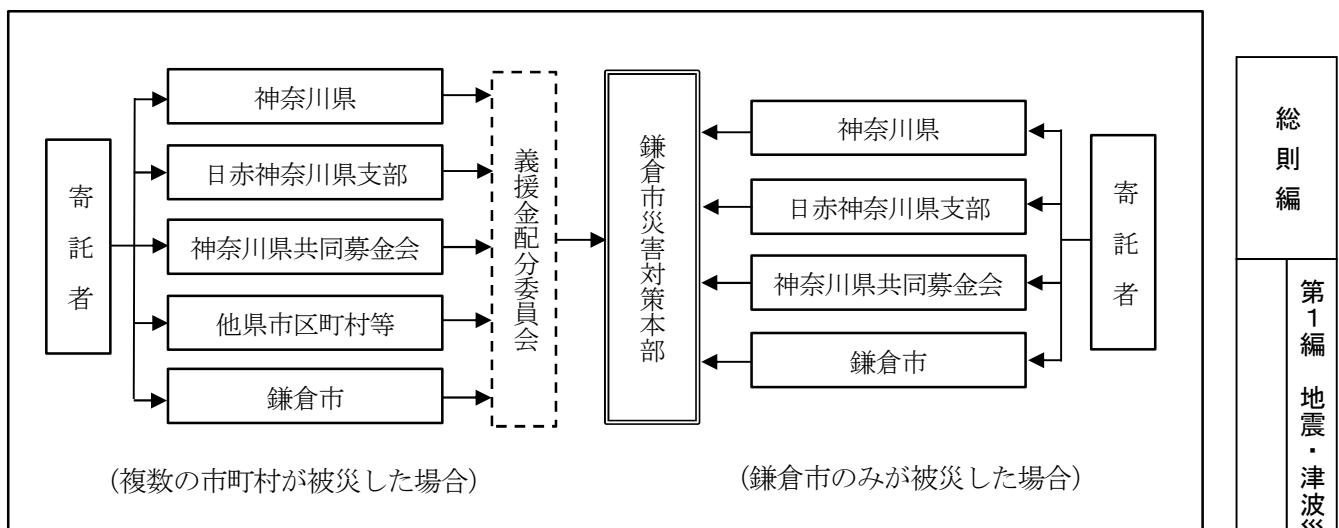
ウ 義援金の受入れ及び配分

市は、県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めます。

エ 事前対策（罹災証明）

市は、家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行うことから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないよう、国の被害認定の指針等の習熟等について検討します。

図 義援金の受入経路



(7) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(8) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、市税等について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

(9) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等社会保険関連の特例措置を実施します。

(10) 住宅復興資金の貸付け

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付けを行います。

市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

2 雇用対策

事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、県により、雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策が行われるため、市は、必要に応じて県に協力します。

3 精神的支援

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、

必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

市は、被災者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) P T S Dの啓発

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、市は、冊子の配布等により周知を図ります。

(4) 被災児童・生徒のこころのケア事業

市は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(5) 女性及び共生社会推進に向けた相談窓口の設置

市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行います。

また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

4 要配慮者対策

(1) 要配慮者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの提供を支援するとともに、入所施設等への受入れや福祉ボランティアの確保等を図ります。

また、障害等の種類・程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そのような方への支援も実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、振り仮名をつけた日本語ややさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信することに努めます。

また、市は、災害時に開設される臨時相談所において、外国人専用の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付や就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等においても、通訳ボランティア等による支援を行います。

5 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関に対して再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市が仮設診療所を設置する場合は、その支援を行います。

6 社会福祉施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や既存の福

祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

市は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所者・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所者・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

7 生活環境の確保

(1) 食料品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

市は、市水道施設の復旧支援を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場等の利用可能状況を把握し、情報提供を行います。

8 教育の再開

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市教育委員会は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、市教育委員会は、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により、授業実施の場を確保し、応急教育を実施します。

(2) 児童・生徒への支援

市教育委員会は、児童・生徒の心理的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

9 社会教育施設

市は、被災した社会教育施設の再建復興を図るとともに、図書や収蔵品等の保管場所の確保、破損物の補修計画を作成します。

10 文化財

市は、必要に応じて、文化財の所有者・管理者及び関係機関と協力し、文化財の滅失を防止し、その復旧を図るため次の対策を推進します。

(1) 情報の収集

巡回パトロールの実施等により、文化財の被害の状況の把握に努めます。

(2) 滅失の防止

文化財が滅失しないよう、保管場所の確保等必要な措置を実施します。

(3) 補修計画

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

文化財の所有者又は管理者に対し、被害状況に応じた補修計画の策定を支援するとともに、文化財復旧・復興計画を策定します。

11 ボランティア活動への支援

市は、被災者の生活再建やこころのケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援するボランティア活動に対し、必要な支援を行います。

12 情報提供・相談窓口

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供します。

なお、他の自治体に避難した被災者に対しても、市及び避難先の自治体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスの提供に努めます。

市は、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第4 地域経済の再建支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるものであり、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。

また、財政面から見ると、地域経済が復興し税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、暮らしていた地域に人々がとどまり、また人々が戻ってくる中で、経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤がぜい弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

市及び県・関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。

相談にあたっては、商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

(3) イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベント等の活用により、交流人口の回復を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付け手続きの簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱を行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市は、災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。

(5) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市税等の申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置を実施します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者・業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗の建設、低廉な賃料等での提供を、国・県・関係機関に対し要請します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊や焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国、県、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国・県・関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、商工会議所等、関係機関と連携して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や市ホームページ等の活用による情報提供を行います。

(5) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ・商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

(6) 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

市は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

4 農漁業者に対する支援

(1) 生産基盤・施設の復旧

市は、被災した農業・水産業の再建にあたり、農地や海域等の生産基盤や漁港・漁業施設等の生産施設・設備の被害状況を速やかに把握し、その早期の復旧に努めます。

(2) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農業・水産業の再建に加え、生産物等の安定供給を図るため、国等が行う各種の農業用及び水産業用施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(3) 既存制度活用の促進

市は、被災した農業者・水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、各種団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(4) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

(5) 第一次産業の復旧・復興計画の策定

市は、第一次産業の将来的な展開と地域コミュニティの維持を十分に考慮したうえで、適切な復旧・復興計画を策定します。

第2節 災害復旧事業

【実施主体】

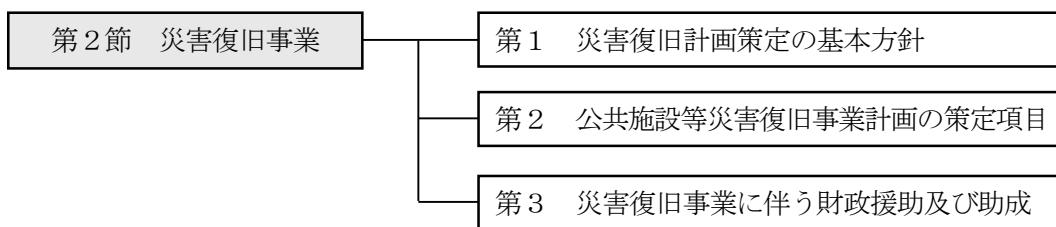
市 本部連絡班、各部総務班、財政班

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、関係各班が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務の早期再開を目指します。

【施策の体系】



第1 災害復旧計画策定の基本方針

市は、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、必要に応じて災害復旧計画を策定します。

災害復旧計画は、災害により被災した各施設の原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設や改良等を行うなど、再度の災害に備えるとともに、国や県と調整を図り、十分調査・検討して計画します。

第2 公共施設等災害復旧事業計画の策定項目

被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討し、次の災害復旧事業計画を策定します。

なお、市は、災害復旧事業計画においては、被災原因や被災状況等を的確に把握した上で、復旧完了予定時期の明示に努めます。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 道路施設災害復旧事業計画
- (2) 下水道施設災害復旧事業計画
- (3) 河川等施設災害復旧事業計画
- (4) 公園施設災害復旧事業計画

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業計画
- (2) 市街地埋没災害復旧事業計画

3 農業水産業用施設災害復旧事業計画

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- 4 下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 概要

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業があります。

災害復旧事業費は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査により決定されるため、市は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じます。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりです。

表 国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業
(3) 公営住宅法に基づく事業
(4) 土地区画整理法に基づく事業
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業
(7) 予防接種法に基づく事業
(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業

3 激甚災害の指定手続き

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにします。

(1) 県知事への報告

ア 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対

しても積極的に協力します。

イ 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

表 報告事項

- ・災害の発生原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・災害の程度（災害対策基本法施行規定別表第1に定める事項）
- ・災害に対し、とられた措置
- ・その他必要な事項

(2) 国における指定手続き

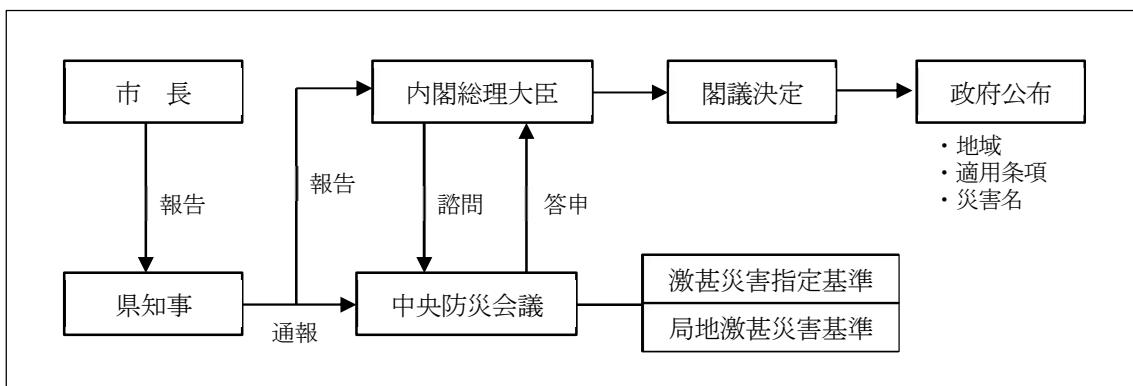
激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

ア 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問します。

イ 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

ウ 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布します。

図 激甚災害指定の手続きの流れ



(3) 特別財政援助額の公布手続き

市は、激甚災害の指定を受けた場合、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部局へ提出します。

第3節 災害復興

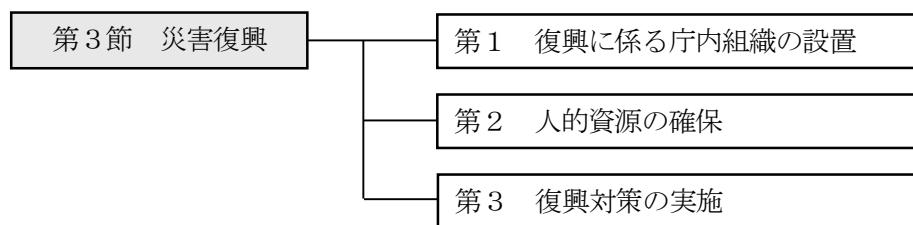
【実施主体】

市 復興本部

【施策の基本方針】

大規模災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえ、市は、必要に応じて、総合的に復興対策を実施するための復興体制を整備します。

【施策の体系】



第1 復興に係る府内組織の設置

市長は、大規模災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するために必要があると認めたときは、災害対策本部とは別組織である「復興本部」を設置します。「復興本部」は、市長を本部長とし、災害対策本部と連携を図りながら、復興に関する事務等を遂行します。

第2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になり、被災職員による減員等もあるなかで、復興本部内の特定の分野や職種において人員不足が予想されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、災害対策本部の各班と協議・調整し、弹力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、退職者の活用等、必要に応じて臨時の任用職員等の雇用を行います。

1 派遣職員の受入れ

復興本部は、不足する職員を補うため、地方自治法第252条の17第1項、災害対策基本法第29条第2項、同法第30条第1項、同条第2項等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。

また、復興本部は、県の「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、様々な

問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

このため、復興本部は、県の「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を、県を通じて要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れます。

3 情報提供と市民相談の実施

復興本部は、鎌倉市の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳（ふくそう）する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第3 復興対策の実施

1 復興に関する調査

復興本部は、災害時において、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行います。

(1) 被害状況調査

復興本部は、次の被害状況調査を実施します。

- ア 調査担当職員を迅速に招集し、調査体制を確立して調査を行います。調査にあたって人員が不足する場合は、他自治体に応援を依頼し、調査体制を確立します。
- イ 建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。
- ウ 死亡届、県警察からの報告等から死者数等を把握します。また、災害による負傷者数、負傷の内容についても調査を行います。

(2) 住宅の復興対策に関する調査

復興本部は、次の住宅の復興対策に関する調査を実施します。

- ア 応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行うとともに、その結果を整理して県に報告します。
- イ 個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。
- ウ 住宅の復興対策を効果的に行うため、家屋被害状況調査、応急仮設住宅の建設戸数調査を行い、県に報告します。
- エ 災害見舞金等を支給するときには、罹災証明書が必要となるため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。なお、罹災証明の根拠となる情報が不足している地域等については、補足調査を行います。
- オ 恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認します。
- カ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 都市基盤施設等の被害状況調査

復興本部は、次の都市基盤施設等の被害状況調査を実施します。

- ア 避難場所や応急仮設住宅候補地となる都市公園等の被害状況を調査します。
- イ 応急復旧対策、復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。
- ウ 建築物被害調査のデータ等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定するとともに、当該地区について従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(4) 生活再建支援に係る調査

復興本部は、次の生活再建支援に係る調査を実施します。

- ア 離職者に関する調査

地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

- イ その他生活再建にかかる調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済の復興施策に係る調査の実施

復興本部は、被災地全体の概要の把握に努めます。特に、中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、関係機関等と連携を図り可能な限り綿密に調査を行います。

- ア 事業所等の被害調査

災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行います。

- イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

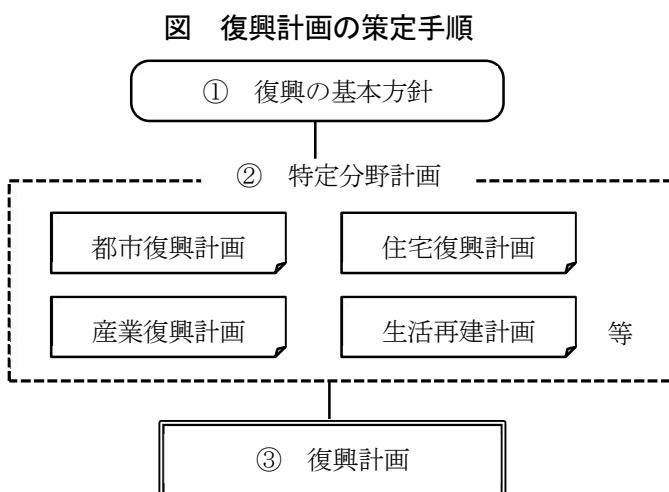
復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、復興本部は、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、期限を定め速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を推進していくため、復興本部は、必要に応じて復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。



(1) 復興の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の明確化

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に係るすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要であるため、復興本部は、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において、復興本部は、地域全体の合意形成を図るよう推進します。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、復興本部は関係各課と連携し、分野別復興計画を策定します。

また、計画の策定にあたっては、個別関連計画との整合を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興本部は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。策定にあたっては、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定にあたっては、市民や関係機関等の意見に反映に努めます。
復興計画の項目例は次のとおりです。

表 復興計画の項目例

総則編	<ul style="list-style-type: none">(1) 復興に関する基本理念(2) 復興の基本目標(3) 復興の方向性(4) 復興の目標年(5) 復興計画の対象地域(6) 分野別の復興施策の体系(7) 復興施策や復興事業の事業推進方策(8) 復興施策や復興事業の優先順位
-----	--

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年（2016年）3月）

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計画編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

(4) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定にあたり、復興本部長（市長）は、「（仮称）災害復興専門委員会」を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、「（仮称）災害復興専門委員会」の答申を踏まえ、復興計画策定方針を作成し、関係各課において、案を作成します。

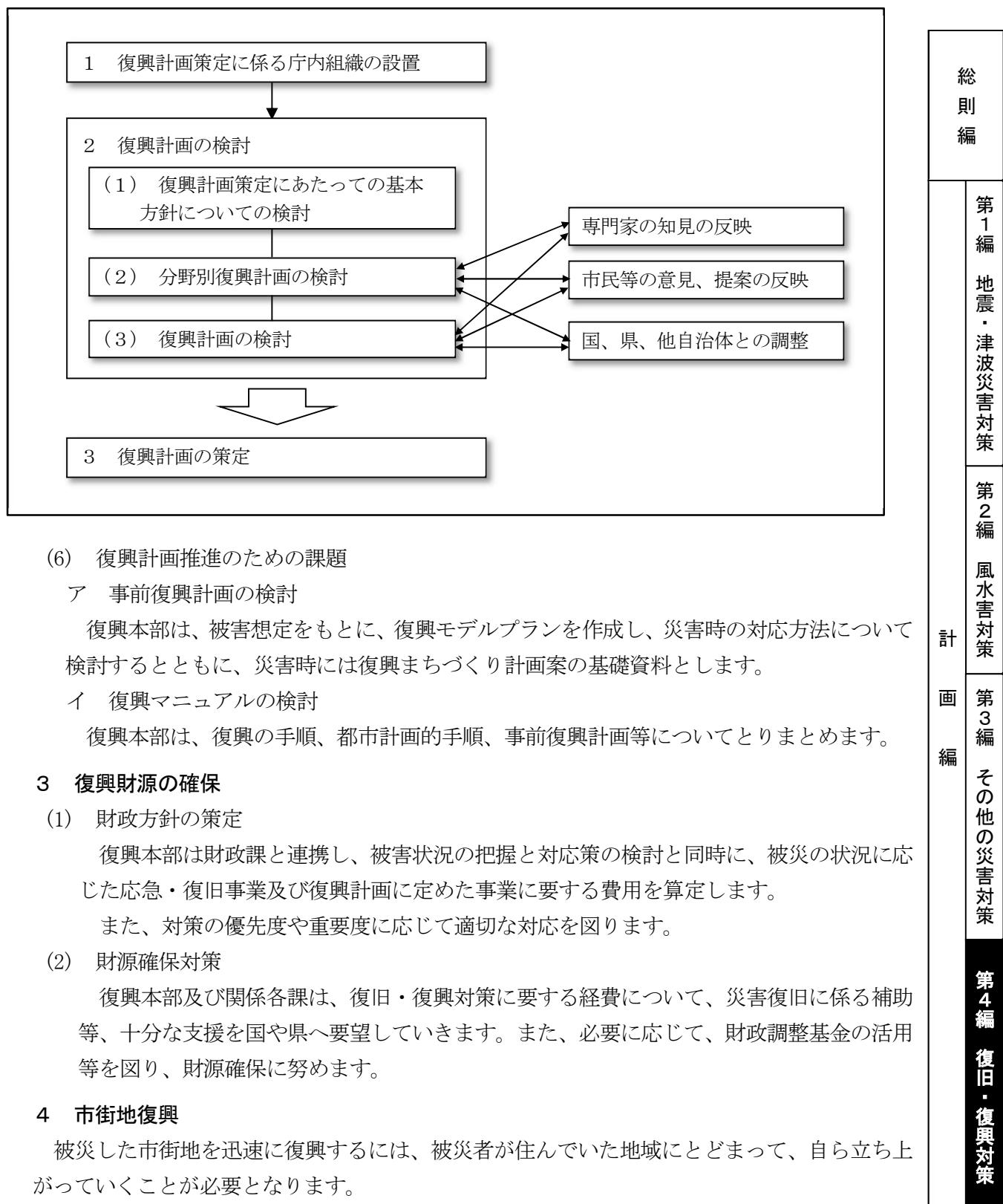
イ 復興本部は、復興計画に市民等の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画の整合を図り、復興計画案を策定します。

ウ 復興本部長（市長）は、会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(5) 復興計画の公表

復興本部は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ・広報紙等により復興施策を具体的に公表します。

図 復興計画策定のフロー

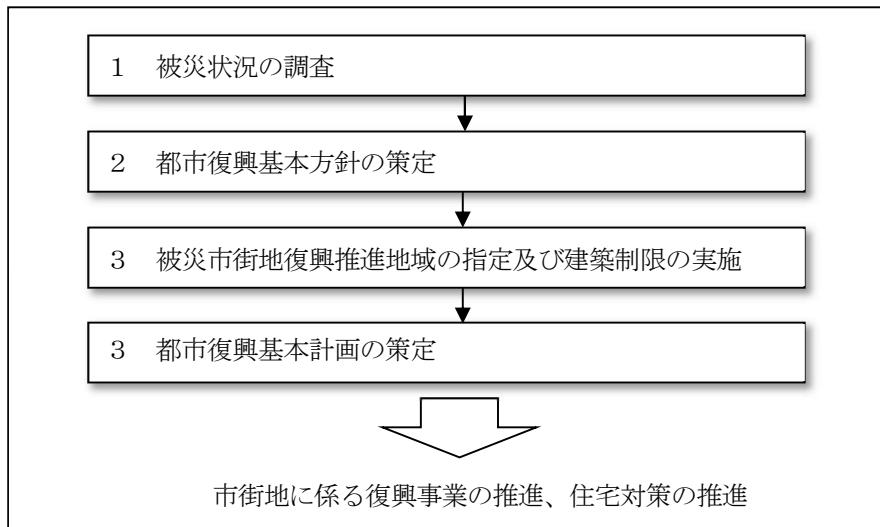


な計画的市街地復興方策を検討します。

更に、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

図 市街地復興のフロー



(1) 都市復興基本方針の策定

復興本部は、各地の被災状況、地区の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 被災市街地復興推進地域の指定

復興本部は、大規模な被害を受けた市街地について、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設や住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表するとともに、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、該当する区域について都市計画決定の手続きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定します。

(3) 被災市街地における建築制限の実施

復興本部は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条第1項に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(4) 都市復興基本計画の策定、事業実施

復興本部は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

(5) コミュニティの確保

復興本部は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努めます。

(6) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、復興本部は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。

また、公営住宅の入居対象外の市民等に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、恒久住宅への円滑な移行を図ります。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった、本格的な復興の3つの段階に分けられ、復興本部は、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、大規模災害からの復興に関する法律において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記されています。

(1) 被災施設の復旧等

ア 復興本部は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的・物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ 復興本部は、県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

ウ 復興本部は、ライフライン、交通関係施設の応急復旧について、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

復興本部は、次の応急復旧後の本格復旧・復興を推進します。

なお、応急復旧については、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備・ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、更に、建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とします。

ア 道路・交通基盤

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧の実施を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も実施する復興を目指すのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、都市計画道路等については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて検討します。

イ 都市公園

被災区域の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、都市公園の復旧・復興方針を作成します。

また、都市計画決定されている都市公園・緑地の整備を進めるとともに、既存都市公園における防災施設の整備・拡充を行う。

ウ ライフライン施設

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

エ 河川・森林等

市が管理する河川・緑地等について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

オ ごみ収集・処理対策

(ア) 災害廃棄物等の処理体制の確立

安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、災害発生後早期に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立します。

(イ) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図るとともに、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえ、迅速かつ適正に処理します。

(ウ) 損壊家屋等の解体・撤去

倒壊家屋等の処理は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

なお、市において実施する場合は、解体前に専門事業者により分析調査等を行い、アスベストの使用が確認された場合は、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、アスベストの除去作業を実施します。

(エ) 支援要請

処理が困難な場合には、県又は協定を締結している民間事業者等に協力支援を要請します。